

第6．介護サービス施設・事業所調査

従来、老人保健施設及び訪問看護ステーションについては、「老人保健施設調査」及び「訪問看護統計調査」を実施してきたが、平成12年4月から介護保険制度が施行されたことに伴い、これらの調査は平成11年をもって廃止し、平成12年より新たに「介護サービス施設・事業所調査」を実施することとした。

1．調査の目的

本調査は、介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2．調査の対象及び客体

介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の全数を調査客体とした。

3．調査の時期

毎年10月1日

4．調査票の種類

- (1) 介護保険施設（介護老人福祉施設票、介護老人保健施設票、介護療養型医療施設票）
- (2) 居宅サービス事業所（訪問看護事業所票、居宅サービス事業所（福祉関係）票、居宅サービス事業所（医療施設）票）

5．調査の方法及び系統

介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の管理者が調査票に記入する方式とし、関係機関を経由して厚生労働省に提出する。

報告経路は、次のとおりである。

